

事務連絡
平成30年7月26日

(一社) 宮城県測量設計業協会

会員各位

(一社) 宮城県測量設計業協会

会長 遠藤 敏雄

宮城県と大崎市発注の測量業務に係る公正取引委員会の発表について

本日、公正取引委員会より調査結果（処分）の公表がありました。

地元の測量会社 17 社について、独禁法違反による課徴金納付命令及び排除措置命令が下されました。

この件に関しまして、入札の不正ということはあってはならないことであり、当協会の会員企業が含まれていることは、誠に遺憾なことであり、関係者の皆様には深くお詫びを申し上げます。

当協会といたしましては、今後、公正取引委員会の処分の内容を精査するとともに、発注機関からの指名停止等の措置などを踏まえて、当協会の倫理委員会及び理事会によって、当該会員への処分を決定してまいります。

当協会においては、平成 9 年度に倫理要綱を定め、不当競争の禁止及び法令等の遵守に努めてきたところではありますが、本件を踏まえ、当協会倫理要綱の遵守と会員企業のコンプライアンスの強化充実に協会を挙げて取り組んでまいります。